障がい者グループホームの設置基準の緩和について (入所施設敷地内設置)

1. 改正理由

障がい者の住まいであるグループホーム(以下「GH」という。)は、当市条例により入所施設の敷地内に設置することが認められていない。

本市としても、GHの設置促進のため、市単独で運営費の補助等を行っているが、思うように進捗していない。その理由の一つに、土地・建物の確保の困難性がある。

一方、入所施設は、入所施設と一体の比較的広い敷地を有していることが多く、 その敷地を GH に活用できれば、入所待機者の削減及び障がい者の住まいの確保を 促進することができる。

また、入所施設敷地内のGHは、重度の入居者にとって、緊急時に入所施設からの応援体制が確保しやすいという利点があることから市民からの要望も多く、GHのニーズに応じた選択肢の一つに加えることができる。

このことから、入所施設敷地内へのGHの設置について、所要の条件を満たす場合には認めることができるよう「新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」の改正を行うもの。

2. 改正内容

GH を、以下の条件を満たした場合には入所施設等の敷地内に設置できるよう改める。

- ・GHと入所施設等が独立した建物であること
- ·GH の入居者の、地域や家族との交流機会が確保されること
- ・GH の入居者が日中に活動を行う場所を、入所施設等と同一敷地内の事業所とすることを強要しないこと
- ・GH の入居者の決定に際しては、入所施設の入所者及び居宅で生活する重度障がい者を優先するものとし、入居者の意思を尊重すること

3. 施行期日

平成28年4月1日

【案】新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年条例第80号)新旧対照表(案・抜粋)

改正後 (案)	現行	備考
第198条 指定共同生活援助に係る共同生活住居は,住宅地又は住宅	第198条 指定共同生活援助に係る共同生活住居は,住宅地又は住宅	
地と同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保さ	地と同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保さ	
れる地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービス	れる地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービス	
を提供する施設(以下「入所施設」という。)又は病院の敷地外にあ	を提供する施設(以下「入所施設」という。)又は病院の敷地外にあ	
るようにしなければならない。 <u>ただし,指定共同生活援助に係る共</u>	るようにしなければならない。	
同生活住居が,入所施設又は病院(精神病床を有するものを除く。)		
(以下「入所施設等」という。)の敷地内にあり、次の各号に掲げ		
る要件のいずれにも該当する場合は、この限りでない。		
(1) 指定共同生活援助に係る共同生活住居と入所施設等が独立し		
た建物であること。		
(2) 指定共同生活援助に係る共同生活住居に入居する者(以下「入		
居者」という。) の地域及び家族との交流機会が確保されること。		
(3) 入居者が日中に活動を行う場所について、入所施設等と同一		
敷地内にある事業所とすることを強要しないこと。		
(4) 入居者の決定に際しては、入所施設の入所者及び居宅で生活		
する重度障がい者を優先するものとし,これらの者の意思を尊重		
<u>すること。</u>		
2~9 (略)	2~9 (略)	

新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を 改正する条例(案)に対するパブリックコメント手続の実施結果について

「新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(案)」に対し、貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。 いただいたご意見に対する市の考え方を取りまとめましたので、公表します。

なお、ご意見については、趣旨を損なわない範囲で要約して掲載させていただきました ので、ご了承ください。

平成28年2月22日 新潟市福祉部障がい福祉課

●募集期間

平成27年11月23日~平成27年12月22日

●広報手段

- ・市報にいがた、市ホームページに掲載
- ・市政情報室、広聴相談課、各区役所、各出張所、中央図書館、障がい福祉課にて配布 及び閲覧

●ご意見の提出状況

提出者数:6人(郵送1人、FAX5人)

提出件数:6件

●ご意見の概要と市の考え方 次ページのとおり

●結果公表場所

上記の結果は、次の場所で閲覧できます(閉庁日は除きます。)。

- ·市政情報室(市役所本館1階)
- · 広聴相談課(市役所分館1階)
- · 各区役所地域課
- ・各出張所
- ·中央図書館(中央区明石2)
- ・障がい福祉課(市役所分館2階)

●問い合わせ先

新潟市 福祉部 障がい福祉課(市役所分館2階)

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602-1

電話: 025-226-1241 FAX: 025-223-1500 E-mail: shogai.wl@city.niigata.lg.jp

【ご意見の概要と市の考え方】

	 ご意見の概要	市の考え方
	行動障がいのある親として希望を感じて	それぞれのニーズにあったグループホームを
	いる。既存のグループホームで地域の中で	設置することができるよう、条例の改正に向けて
	暮らすことがどうしても困難な人がいるこ	取り組んでまいります。
	とを知っていただき、一人一人に合った、	
	それぞれが希望するグループホームの整備	
	が進むことを願う。	
	グループホーム設立は物件探しが困難で	同上
	あり経済的に大きな負担であること、また、	
	入所施設の敷地内での設置なら、グループ	
	ホームの世話人と施設職員の連携がしやす	
	くなることから、改正条例が議決されるこ	
	とを望む。	
	将来のことが不安であり、条例の改正に	同上
	より、グループホームの早期建設を熱望す	
	ర ం	
	条例が改正されることは大変喜ばしく、	入居者の決定に際し優先するべき対象を、入所
	ぜひ進めていただきたい。	施設の入所者及び居宅で生活する重度の障がい
	ただし、改正案にある条件の入居者は、	者とします。入居者は、この条件を満たした上で、
	設置主体である法人に委ねることを望む。	法人と利用者間の契約により決定されます。
	自宅から通所施設に通う者にも敷地内グル	なお、軽度の障がい者のためのグループホーム
	ープホームに入居する機会を与えるよう強	についても、引き続き設置の促進に努めてまいり
	く希望する。	ます。
	改正案にある条件の入居者は法人に裁量	入居者は、条件を満たした上で、法人と利用者
	権を委ねてほしい。	間の契約により決定されます。
	入所施設は24時間体制で、グループホ	グループホームも入所施設と同様に、夜間や緊
	-ムは24時間体制が手厚くないのはいか	急時には利用者が必要とする支援を提供する必
	がなものか。	要があり、事業所の支援体制に応じて報酬に加算
	大きな法人は大きくしていくしかなく、	がなされます(夜間の支援体制に対する夜間支援
- 1		

また、小規模な法人であってもグループホーム 事業が成り立たないことのないよう、国が設定す る報酬に対し、市独自の上乗せ加算を行うなどし ております。

なお、条例を改正した場合においても、これまで同様、入所施設の敷地外のグループホームの設

小さな法人は成り立たないという方向へい | 等体制加算など)。

くのもどうかと思う。

障害者権利条約にも反すると思う。

置の促進に努めてまいります。障がい者の住まい
のニーズは多様であり、この改正により選択肢が
増えることとなり、障害者権利条約等に抵触する
ものではないと考えています。